●地域経済牽引事業

<table>
<tr><td>対　　象</td><td colspan="2">福岡県内で地域経済牽引事業
（地域の特性を生かし、高い付加価値を創出し、地域に相当の経済効果を及ぼす事業）を行う企業</td></tr>
<tr><td>承認要件</td><td colspan="2">●地域特性の活用
地域特性を活用した ①～⑧ の事業分野であること
① 自動車、航空機等の成長ものづくり分野
② バイオ・メディカル等の健康関連ビジネス分野　③ AI・IoT等の第4次産業革命分野
④ ゲーム・コンテンツ、ファッション等のクリエイティブ産業分野
⑤ 水素エネルギー、有機ＥＬ等の次世代産業分野　⑥ 環境配慮型製品・システム関連分野
⑦ インバウンド等の観光関連産業分野　⑧ 農林水産・地域商社分野
●高い付加価値の創出
事業計画最終年度の単年度における付加価値増加分が4,809万円を上回ること
●経済的波及効果
県内において、①～④ のいずれかの効果が見込まれること
① 取引額5%増加　② 売上10%増加
③ 雇用者数0.5%増加　④ 雇用者給与等支給額4%増加
等</td></tr>
<tr><td>租　　税</td><td>法人税（国税）</td><td>不動産取得税（県税）・固定資産税</td></tr>
<tr><td>措置事項</td><td>特別償却又は税額控除</td><td>課税免除</td></tr>
<tr><td>基　　準</td><td>・地域経済牽引事業の用に供する施設・設備の新設又は増設であること
・国の評価委員会による事業の先進性等の確認を受けたものであること
・対象施設・設備の取得価額の合計額が2,000万円以上かつ、前年度の減価償却費の10分の2以上の額であること（対象事業者が連結会社の場合にあっては、同一の連結の範囲に含まれる他のすべての会社の減価償却費を合算すること）
・事業計画期間を通じた商品・役務の売上高の伸び率が、当該市場規模の伸び率を5%以上上回ること</td><td>・左記基準を満たし、かつ、取得した家屋、構築物及びその敷地である土地の取得価額の合計額が1億円（農林漁業及びその関連業種に係るものにあっては5,000万円）を超える場合</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>下記の特別償却又は税額控除の選択適用
・特別償却の場合
機械等の取得価額の40%（50%）
建物等の20%
・税額控除の場合
機械等の取得価額の4%（5%）
建物等の取得価額の2%
※（　）の数値は、次の①（（ア）または（イ））及び②を満たす場合（サプライチェーン類型・災害特例に基づく申請は対象外）
①（ア）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
（イ）対象事業者の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、対象事業において創出される付加価値額が 3億円以上
②労働生産性の伸び率が4%以上、かつ、投資収益率が5%以上の場合
※但し、税額控除額については当期の法人税額の 20%を限度とする。
・適用期限：令和7年3月31日まで
根拠法令：租税特別措置法</td><td>不動産取得税
（税率：土地 3%、建物 4%）を課税免除
・土地については当該建物に係る部分のみ
・適用期限：令和7年3月31日まで
根拠法令：
地域経済牽引事業の促進のための福岡県税の課税免除に関する条例

固定資産税
根拠法令：市町村の条例
※詳細については各市町村へお問合せください。</td></tr>
</table>

注）承認要件は変更となる場合がありますので、随時ご確認ください。
注）詳細については下記窓口までお問い合わせください。
福岡県商工部商工政策課産業特区推進班：092-643-3416